

経営開始支援助成金

山形県では、県外からの移住者（Uターン含む）で、**農業に関わる多様な担い手**が安定して営農を開始できるよう、就農資金を支援します！

助成対象者

本県への移住者※で新たに営農を開始する者

※ Uターンによる移住を含む

対象者要件

下記の要件をすべて満たす方※

- ① 令和4年4月1日以降に県外から山形県へ移住し、令和5年4月1日以降に営農を開始した方（農業経営体の専従者となったことを含む）
- ② 国庫事業（新規就農者育成総合対策）等の対象とならない方（農業法人等を含む）
- ③ 原則、満18歳以上満65歳未満の方
- ④ 認定新規就農者でない方

- ※1 外国人のうち、「永住者」、「日本人等の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する方
 ※2 農地の取得要件等については、国庫事業に準じます



交付対象経費

営農開始時に必要な経費（農地確保や資材等の購入に要する経費）

補助率等

定額750千円／年 最長1年間

応募期間

令和5年5月18日（木）～令和5年6月20日（火）

※ 要望調査を実施しておりますので、お住まいの各市町村農林業主管課にお問い合わせください。

手続きの流れ

概ね、下記のように行います。

STEP 1 営農計画等の作成（助成対象者 → 各市町村）

STEP 2 営農計画等の承認（各市町村 → 助成対象者）

STEP 3 交付申請（助成対象者 → 各市町村）

STEP 4 交付決定（各市町村 → 助成対象者）

※ 申請窓口はお住まいの各市町村になります。
 必要書類の確認については、各市町村の農林業主管課にお問い合わせください。

◇ 県ホームページにも要望調査について掲載していますので、ご覧ください。



事業内容に関するお問い合わせ先

担当課名	所在地	電話番号
村山総合支庁農業振興課（園芸振興担当）	山形市鉄砲町二丁目19-68	023-621-8387
最上総合支庁農業振興課（地域農政担当）	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課（地域農政担当）	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課（地域農政担当）	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5497
山形県庁農業経営・所得向上推進課 農業担い手・所得向上推進担当	山形市松波二丁目8-1	023-630-3405